

# 特記仕様書

## 1 適用

本特記仕様書は三重県防災行政無線運営協議会（以下「発注者」という。）が実施する、三重県防災ヘリコプターTV無線局定期検査業務委託に適用する。

## 2 履行場所

三重県鈴鹿市西条地内 三重鈴鹿庁舎ほか3箇所（別紙1参照）

## 3 履行期間

契約の日から令和7年12月26日まで

## 4 業務内容

### （1）定期点検

別紙1の「無線局一覧表」の無線局について、定期検査（電波法第73条第1項の検査に対する第4項の点検）を実施する。

### （2）登録検査等事業者

別紙1の無線局に対する点検は、電波法24条の2第1項の登録を受けた登録検査等事業者（「点検の事業のみを行う者」を含む）が行うこと。

### （3）報告書

無線局に対して電波法第73条第4項に基づく点検結果通知書を作成する。

## 5 関係法規等の遵守

受注者は、委託業務の実施にあたり、この特記仕様書に定めるもののほか、電波法及び関係法令の規定を遵守し、善良な管理者の注意をもってこれを履行すること。

## 6 提出書類

受注者は、以下の提出書類等を作成し、遅延なく発注者に提出すること。

### （1）工程表 1部

点検作業開始の2週間前までに、点検箇所、点検日時等を記載した工程表を提出すること。

### （2）点検結果通知書 各無線局2部

各無線局に対して電波法第73条第4項に基づく点検結果

### （3）点検実施報告書 2部

東海総合通信局へ提出する（2）の点検報告書

## 7 施工管理

- (1) 作業上、運用停止等が必要不可避となる場合は、各設備の停止範囲、停止日時、停止手順等について事前に発注者と協議のうえ、発注者の承認を得ること。
- (2) 発注者は、気象状況や災害発生等により、作業（計画）の中止・変更を指示することができる。

この場合、発注者の責による場合を除き、受注者は中止・変更に伴い発生した費用等、一切の負担を発注者に求めることはできない。

- (3) 受注者は、作業中に装置の不具合を発見したときは、発注者に報告すること。
- (4) 受注者は、委託業務の実施中に発注者の設備に損傷を与えたときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従い、受注者の負担において速やかに修復すること。
- (5) 受注者は、他の保守点検および関連工事を行う者と綿密な連絡調整のうえ、連携して点検を行うこと。
- (6) 受注者の行う点検は、原則、県の勤務日及び勤務時間内に実施すること。

※発注者の指示がある場合、事前に承諾を得た場合を除く。

## 8 その他

- (1) この特記仕様書に定めのない事項及び本契約について疑義を生じた場合は、発注者と受注者が双方協議の上決定すること。
- (2) 暴力団員等による不当介入（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第14号）を受けた場合の措置について

ア 受注者は暴力団員等（三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱第2条第1項第12号）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は文書で行うこと。

ウ 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。